

---

プロジェクト **IFRS のエンドースメント手続**

項目 **収益認識専門委員会において抽出された課題の内容の確認**

---

### 本資料の目的

1. 本資料は、IFRS 第 15 号のエンドースメント手続の参考とするため、国際的な会計基準との整合性の観点で日本基準の開発を進めている収益認識専門委員会において、抽出された課題の内容の確認、及び、エンドースメント手続の観点でそれらの課題を検討する必要があるか否かの評価を行うことを目的としている。
2. 本資料は、第 30 回 IFRS のエンドースメントに関する作業部会（2017 年 1 月 20 日開催）（以下「第 30 回作業部会」という。）での議論を踏まえて、修正を行っている。

### 収益認識専門委員会において抽出された課題の確認

3. 収益認識専門委員会では、意見募集文書に寄せられたコメントを踏まえて、今後検討すべき課題の抽出を行っており、第 75 回収益認識専門委員会（2016 年 12 月 26 日開催）及び第 352 回企業会計基準委員会（2017 年 1 月 10 日開催）にて検討を行っている。これらの課題は、以下のとおりに区分されている。

【課題 1】日本基準における実務において収益の認識時期が異なるもの又は貸借対照表の表示が異なるもの

- 収益の認識時期の相違があり、各期の利益も相違するもの
  - 相違が長期にはならないと考えられるもの
  - 相違が長期にわたる可能性があるもの
- 収益の認識時期の相違があるものの、各期の利益に与える影響は少ないもの
- IFRS 第 15 号による会計処理に対する懸念

【課題 2】重要性に関する事項

- 一般的な重要性を超えるものの、財務諸表間の比較可能性を大きくは損なわせることはないと考えられるもの

【課題 3】 ガイダンスの追加

- 判断の困難さがあるケース
- 解釈の困難さがあるケース

【課題 4】 設例の作成

- 実務における適用を容易にし、処理の多様性を軽減する可能性のあるもの

4. 第30回作業部会では、前項の課題のうち【課題 2】【課題 3】【課題 4】については、適用の容易さに関連するものであり、エンドースメント手続において我が国の会計基準に係る基本的な考え方、実務上の困難さ等を検討する上では、【課題 1】が重要と考えられるとして、以下のとおり、【課題 1】「日本基準における実務において収益の認識時期が異なるもの又は貸借対照表の表示が異なるもの」の内容を確認した。

**(収益の認識時期の相違があり、各期の利益も相違するもの)**

**【論点 4】 原価を基礎としたポイント引当金**

- (1) 自社発行ポイントについて、システム上、取引単位で、財の販売取引とポイント発行取引に、取引対価を按分するために、当初販売した財とポイントの独立販売価格を設定する必要がある等、設計が非常に複雑になることから、システム対応が困難である。
- (2) ポイント制度は販売促進活動として多様な取引で活用されている。現行実務では、ポイントとの交換に要すると見込まれる金額を引当金として費用計上しているものにつき、ポイント発行時に、個々の取引の性質ごとに異なる会計処理（売上の減額か費用か。）が要求される可能性がある。仮に、IFRS 第 15 号に従って会計処理するためにシステム改修を行う場合、インシャルコストのみならず、メンテナンスにも多大なコストがかかることが想定される。
- (3) ポイントを付与する取引については、IFRS 第 15 号と同様の処理を日本基準に導入すると実務が複雑になり、企業負担が大きくなる点を懸念する。重要性を考慮し、現行の日本の会計慣行のポイント引当金の実務を容認する余地があるのではないか。

**【論点 6】 変動対価における収益金額の修正時点**

- (4) 変動対価において、重大な戻入れが生じない可能性が高い範囲を見積ることが困

難なケースも多い。値引き、リベートに対して変動対価の規定を適用することが適切かどうか検討すべきである。

- (5) リベート支払の条件達成、仮価格の見積り、重大な戻入れが生じないかの判断を行うための業務プロセスの変更が必要となる可能性がある。
- (6) 建設業において、工事進行基準の会計処理を行う上で工事収益総額の適切な見積りが前提となることから、追加変更工事の対価についても適切に把握することが求められるが、我が国の工事契約においては、竣工時まで追加・変更が頻繁に行われること、長年の商慣行などにより、追加・変更に関する対価の金額が、当該工事の竣工間際まで発注者と合意に至らないケースが多く、このことから、期末または四半期末までに価格が決定しない場合も多い。

また、追加変更工事の対価を見積って進行基準の決算を行った後に、顧客との間で追加変更の対価が決定することにより、見積り金額と実際の契約金額との差異が生じる可能性があり、重大な戻入れに繋がりにくいリスクが存在している。

#### **【論点 9①②】電気事業等における検針日基準、海運業等の輸送サービスにおける実務及び鉄道業における定期乗車券による旅客運輸収入**

##### (7) 電気事業等における検針日基準

- ① 検針日基準が適用されている電気料金のように、事業の性質上、期末日の一時点で、すべての顧客に対して財を移転した価格を測定することが極めて困難であり、かつ蓋然性の高い見積りも困難である取引がある。期末日までの収益を認識することとなると、事業遂行上の支障が生じ、また適切な財務諸表の表示につながらないと考えられるため、一定の開示を行うことを条件として、現行の会計処理によることが認められる措置を検討いただきたい。
- ② 継続的で業務量の変動する役務提供契約等で、事務の都合上、月末日以外を締切日として1か月分の業務量を測定し、当月の収益に計上する場合があるが、締切日翌日から月末日までの業務量を見積って収益計上する場合には事務が非常に煩雑になる。
- ③ 一般電気事業者の売上高である電灯・電力料については、電気事業会計規則において、「調査決定の完了した金額を計上する」とされていることから、検針対象期間に供給された電気に関する収益を検針日にまとめて計上している。IFRS 第15号に基づく場合には、顧客に電気が届けられた時点で履行義務が

充足され、かつ送電は絶え間なく実施されているため、会計期間に送電が完了した電力に関しては、当該会計期間に収益認識することが考えられるが、顧客に供給される電力量は、現時点では全ての顧客について日々計測するためのインフラが整っておらず、電力量、単価ともに概算見積りにならざるを得ない可能性がある。したがって、新会計基準を開発する場合、電気事業会計規則の規定との調整を行う必要があると考えられる。

- ④ ガス事業についても、収益を検針日にまとめて計上している事例が多いと考えられ、同様の論点が存在していると考えられる。

#### (8) 海運業等の輸送サービス

- ① 実務上、輸送サービスの進捗度を合理的に算定することは困難であり、その仕組みを構築すること及び税法との調整については、多大な労力とコストが発生する一方、仮に一定の期間にわたり収益を認識するとしても企業の期間損益に与える影響は小さく、財務諸表利用者の便益は大きくないと考えられる。
- ② 海運業においては、運送主体（船舶の運航）に着目し、航海単位（空船廻航期間を含む。）で収支計算を行うことが実務慣行として定着してきたが、仮に履行義務の識別の際に運送客体（貨物）に着目することとなると、必然的に発生する空船廻航期間の取扱いについて実務慣行から大きく離れる可能性がある。
- ③ 海運業においては、収益認識が完了基準であっても進行基準であっても、一航海は最長でも3か月程度であり、会計年度で見ると収支計上額に大きな差異は生じず、税務上も役務提供完了基準を原則として複数の会計実務が認められているため、企業の実務負担等のコストと財務諸表利用者における便益のバランスの検討を慎重に行うべきであると考えられる。

#### (9) 鉄道業における定期乗車券による旅客運輸収入

発売日を基準とする方法と有効開始日を基準とする方法の差異の重要性が乏しいことを理由として発売日を基準とする方法を採用しているケースにおいて、仮に発売日を基準とする方法が認められない場合、他社との連絡精算の仕組みの見直しや追加のシステムの開発が必要になる可能性がある。

**【論点 10】 出荷基準**

- (10) IFRS 第 15 号における支配の移転の概念との整合性を重視して、収益認識を出荷時点から他の時点に変更することとなる場合には、現場を巻き込むことになるため、一定の移行期間が必要となる。みなし着荷日など実務上の便法を用いることになると思われるが、実務上の便法に対する考え方を示し、企業による移行が容易となる方法を検討すべきである。

**(収益の認識時期の相違があり、各期の利益も相違するもの一相違が長期にわたる可能性があるもの)**

**【論点 1】 工事契約会計基準に定める「認識の単位」と異なる契約の結合**

- (11) 建設業においては、工事契約会計基準に基づき、契約書が当事者間で合意された実質的な取引の単位を適切に反映していない場合には、複数の契約書上の取引を結合しており、IFRS 第 15 号において「同一の顧客（又は顧客の関連当事者）」あるいは「同時又はほぼ同時」という要件の判断により複数の工事契約を「単一の契約」とみなすことができない場合には、収益を認識する時期や金額が異なる。

**【論点 3】 別個の財又はサービスを移転する約束のそれぞれを履行義務として識別すること**

- (12) 契約の中の財又はサービスを移転する約束のそれぞれを履行義務として識別することにより、日本基準における実務と収益の認識時期が異なり、（その後の取引価格の配分を含め）多大な実務負担やシステム変更が生じる可能性がある。
- (13) IFRS 第 15 号の契約の結合、契約の変更及び履行義務の識別に関する規定を厳格に適用すると、工事収益を認識する物件単位（日本基準の「認識の単位」）を細分化することとなり、現行よりも物件単位の数が著しく増加することが懸念される。実行予算を作成し工事損益を管理する単位は、建設会社の経営管理の観点から非常に重要な事項であり、実質的な取引単位で収益認識するとの観点から、現行の工事収益の認識の単位は、IFRS 第 15 号においても解釈上成立し得ると考える。
- (14) 米国会計基準と同様に、出荷及び配送活動について、別個の履行義務として識別する必要があるかどうかについて明確化すべきである。

**【論点 10】 割賦販売**

- (15) 割賦販売契約について、回収基準・回収期限到来基準により収益計上している場合があり、経理指標や業績評価、税務上の取扱いにも影響が生じるとともに、経理処理のプロセスにも変更が生じる。
- (16) 割賦基準（回収基準・回収期限到来基準）の適用は、割賦販売と通常の販売取引との取引の性質の違いをより適切に会計処理に反映させることができ、変動対価の見積りの制限の規定により IFRS ではより慎重な収益認識が求められていることから合理性があると考えられる。
- (17) BT0（建設－譲渡－運営）方式の PFI 事業を営む SPC の施設整備費の売上計上は割賦基準に拠っている。未受領の割賦元本について収益の一括計上を求められた場合、応募時に想定していた長期事業計画及び資金計画と異なるため、SPC の経営に大きな影響を与える可能性がある。

**【論点 11】 顧客の未行使の権利における非行使部分の会計処理（一定期間経過後に負債の消滅を認識すること等の代替的な会計処理の検討）**

- (18) IFRS 第 15 号によると、非行使部分の金額について顧客が権利を行使する可能性がほとんどなくなった時点まで収益を認識できない可能性があり、また商品券等については、商品券発行時に非行使部分を見積ることが困難であることから、一定期間経過後の一時点で残存している負債の認識を中止して、必要に応じて引当金を計上する現行の日本基準における実務を容認することを検討すべきである。

**（収益の認識時期の相違があるものの、各期の利益に与える影響は少ないもの）****【論点 4】 売価を基礎としたポイント引当金**

- (19) IFRS におけるポイント制度の会計処理として、日本基準のポイント引当金（一般に販売価格を基礎として測定されている。）を引き続き前受収益として負債認識し、日本基準上、販売促進費等として処理しているポイント引当金の増減額を、売上と相殺することが実務的であり、四半期単位で報告日におけるポイント残高や、期中の失効状況を加味した簡便的な会計処理が認められることを、設例等で明確にして欲しい。

**【論点7】返品調整引当金**

(20) 出版物や音楽用ソフトのように返品の高割合ケースは、ある程度、会計処理が変更になることは理解できるが、返品の高割合が少ない場合には、現行の返品調整引当金の会計処理が、新基準の下でも容認されることを明確にして欲しい。

**(IFRS 第15号による会計処理（表示を含む）に対する懸念)**

**【論点1】契約を結合すること**

(21) 複数の契約の間に相互関連性が認められるケースがあるとしても、企業と顧客が一定の合理性を認めて合意した取引の単位、価格、その他諸条件を取り決めた産物であり、その履行に法的責任を伴うものであるため、契約に高い客観的合理性を認め、個々の契約自体が両当事者間で合意した約束の履行の単位であることに対して配慮すべきである。

**【論点8】独立販売価格に基づく取引価格の配分**

(22) 収益性の異なる履行義務に対し、独立販売価格の比率で取引価格を配分することは企業の事業実態を反映しないものとなるおそれがあるため、契約価格が契約両当事者の合意に基づくものであることに一定の客観性を認め、明らかにこれを修正すべき事情がない限り、契約価格を基礎として取引価格（収益計上予定額）を決定することが考えられる。また、顧客への請求や法的関係においては契約金額が基礎となるため、契約金額と取引価格の双方の管理が必要となり、システム面での対応を含めた実務上の負担が大きい。

(23) 取引価格を、ポイントを付与する基となる財又はサービスに係る履行義務とポイントの付与等から生じる履行義務に、それぞれの独立販売価格の比で配分することの合理性について懸念する。顧客が付与されたポイントを1ポイント1円で使用することができる場合に、企業が1ポイントを1円で測定するほうが経済実態をよりよく表すのではないか（【論点4】にも関連）。

**【論点9①②】一定の期間にわたり充足される履行義務に関する支配の移転**

(24) 一般的な輸送サービスは、次の理由により、一定の期間にわたり充足される履行義務とすることは適切ではないと考えられる。

- ① 一般的な輸送サービスは、運送人が顧客との物品運送契約により顧客が特定した物品を顧客が指定する場所へ運送するサービスであり、たとえ顧客が指定する場所の近隣まで到達していたとしても、顧客が指定する場所へ運送するまでは、履行義務を果たしたことにはならない。また、海上輸送において別の企業が残りの履行を引き受けることは現実的に不可能であると考えられる。
- ② 企業が履行義務を果たしていないため、輸送途上の物品について顧客には請求に応じる義務はなく、実務上も顧客が一定地点まで輸送した分の請求を分割して受け入れることは一般的ではない。仮に、輸送途上の物品について企業が顧客に対して収益を計上してしまうと、回収できない売上債権を計上することになり、架空の収益の計上、過大な売上債権の計上につながる恐れがある。
- ③ IFRS 第 15 号 BC126 項において、商品が行程の一部だけしか輸送されなかったとしても、別の企業が企業の現在までの履行を実質的にやり直す必要がなく、顧客は企業の履行が生じるにつれて便益を受けるとされているが、その経済的対価は距離に比例して低くなるとは限らないと考えられる（例えば、バンクーバーから船によりパナマ運河経由でニューヨークに運送するような場合）。顧客にとっては最後まで輸送されなければ何ら経済的便益を得ていないと考えられ、企業の履行が生じるにつれて顧客が便益を受けているとは考えられない。

**【論点 9①②】原価回収基準（【追加論点（進捗度の測定方法）】インプット法を使用する場合に、発生したコストが履行義務の充足における企業の進捗度に比例しないときの取扱いを含む。）**

(25)原価回収基準

- ① 進捗度を合理的に測定できない場合に原価回収基準を適用する場合、完成工事総利益率等の財務指標を歪めるおそれがあり、実態にそぐわない可能性があるとともに、期間損益の比較が困難になる可能性がある。
- ② 実行予算がない段階で発生したコストについて最終的に回収できる金額を見込むことには合理性がないと考えられる。
- ③ 当初原価回収基準を適用し、途中から工事進行基準に変更することになると、システムの大規模な改修、損益管理業務、決算業務の負担が大幅に増加する



と考えられる。

- ④ 建設業にとって、従来の日本基準による会計処理と概念を大きく転換させることになる極めて重要な論点であるため、より根本的な基準の考え方に対して整理が必要であると考えられる。

(26) インプット法を使用する場合に発生したコストが履行義務の充足における企業の進捗度に比例しないときの取扱い

情報サービス企業において、例えば、第三者から仕入れるソフトウェア及び(又は)ハードウェアを顧客に納品し、これに情報サービス企業が実施するシステムの開発(ソフトウェアのカスタマイズを含む。)を結合して最終的に顧客に提供するようなケースにおいて、これらすべてを単一の履行義務と判定された場合に、仮に本規定が適用されると、工事進行基準の会計処理の中に、原価回収基準と同様の会計処理(すなわち、発生したコストの範囲内でのみ収益を認識する。)が含まれることになり、システム改修を含めた実務対応に多大な影響が出ると考えられる。

**【論点 16】 契約を獲得するためのコストの資産化**

(27) 建設業における工事の受注に要した費用(設計コスト・積算コスト・調査コスト等)を仮払金などとして資産計上するケースがあるが、契約を獲得したかどうかに関係なく発生したであろうコストに該当し、発生時に費用として認識しなければならない可能性がある。現行の日本基準における実務においては、受注のために直接要したすべての費用の額は原価に含まれるため、移行時における費用負担の増大や税務上・会計上の異なる管理が必要となる可能性がある。

(28) 契約を獲得するためのコストのうち、契約を獲得したかどうかに関係なく発生したであろうコストを一律発生時に費用処理すること(例えば、マンション販売における広告宣伝に関する支出)は、費用と収益の対応関係が著しく歪み、実態と乖離するため、慎重に検討すべきであり、取引の実態に即した会計処理を認めることを検討すべきである。

**【論点 17】 契約資産と債権の区分表示**

(29) 契約資産と債権の区分の判断により実務が煩雑となるため、当該区分を設けることの意義やコストと便益が見合っているかについて検討すべきである。

- (30) 建設業においては、建設中の物件について、工事契約上の支払期限が到来しているにもかかわらず未入金となっている残高を債権として表示するために、当該金額の把握のために多大な負担が発生する。また、契約資産と債権の区分が必要となる場合には、建設業において比較可能性のある財務諸表を作成するために、日本基準における実務における「完成工事未収入金」と、債権及び契約資産との関係を明確にする必要がある。

### 【追加論点（契約における重大な金融要素の存在）】契約金額からの金利相当分の区分処理

- (31) 日本基準における実務においては、貨幣の時間価値の影響を調整していない可能性があるため、財又はサービスの移転と顧客の支払のタイミングが1年を超える契約が多い企業にとっては影響が大きい。
- (32) 工事契約においては、我が国において出来高払いは一般的ではなく、竣工払いの割合が大きいうえに、出来高に応じた工事代金の支払いが1年以内となることは少ないため、本論点の影響を受ける可能性があるが、工事契約は個別性が高いことから、一般に観察可能な現金販売価格はないため、金融要素の調整は実務上極めて困難である。また、金融要素の調整が必要な場合、受注高の管理や債権管理に極めて大きな影響がある。

## 第30回作業部会におけるエンドースメント手続の観点での課題の整理

5. IFRSに関するエンドースメント手続では、エンドースメントする際の判断規準として、次の点を勘案することとされている。
- (1) 会計基準に係る基本的な考え方
  - (2) 実務上の困難さ（作成コスト便益に見合わない等）
  - (3) 周辺制度との関連（各種業規制などに関連して適用が困難又は多大なコストを要することがないか）
6. 前述のように、収益認識専門委員会では日本基準の国際的な整合性を図る観点で、IFRS第15号の我が国における課題を本資料第4項のように整理している。第30回作業部会では、同専門委員会及び企業会計基準委員会での検討を踏まえて、エンドースメント手続の観点で検討すべき課題を、前項(1)から(3)に照らして次のとおり整理した。

- (1) 「IFRS 第 15 号による会計処理（表示を含む。）に対する懸念」に含まれる「【論点 9①②】一定の期間にわたり充足される履行義務に関する支配の移転」については、「収益認識専門委員会における包括的な収益認識に関する会計基準の開発に関する全般的な進め方」（付録参照）（以下「全般的な進め方」という。）の(3)に示される理論面の問題提起に係る論点であり、エンドースメント手続の観点でも追加的に検討することが必要であると考えられる。

本論点では、一定の期間にわたり充足される履行義務について、支配の移転の考え方が一貫しているかが問題提起とされている。この点は、全般的な進め方を検討した際に取り上げられた工事契約、及び輸送サービス<sup>1</sup>の両方で基本的に同様であり、本資料第 4 項(24)の輸送サービスの課題は、工事契約の検討に含めて検討を行うことが考えられる。

- (2) 「IFRS 第 15 号による会計処理（表示を含む。）に対する懸念」に含まれる「【論点 9①②】原価回収基準（【追加論点（進捗度の測定方法）】インプット法を使用する場合に、発生したコストが履行義務の充足における企業の進捗度に比例しないときの取扱いを含む。）」についても理論面に関する指摘であるが、IAS 第 11 号「工事契約」第 32 項において、原価回収基準が定められており、これまでのエンドースメント手続で特段の「削除又は修正」を行っていないため、改めて「削除又は修正」の検討を行わないこととする。

- (3) 「実務上の困難さ」「周辺制度との関連」の観点では、日本基準の下での実務との違いにより実務上の困難さが指摘される項目はあるものの、追加検討を要するほどの項目はないものとする。

7. 第 30 回作業部会では、前項の整理を踏まえて、事務局から、「【論点 9①②】一定の期間にわたり充足される履行義務に関する支配の移転」について「削除又は修正」の要否を追加検討することが必要と考えられることを提案した。

8. 前項の提案に対して、主に次の意見があった。

- (1) 本資料は、収益認識専門委員会における日本基準開発の議論が理解されていることを前提とした内容となっているが、当該議論をフォローしていない場合でも理解できる内容とすべきである。

- (2) 日本基準を開発する際の課題から「削除又は修正」を追加検討すべき論点の絞り込みを行うことには違和感がある。エンドースメント手続の観点では、IFRS 第 15

<sup>1</sup> 2016 年 9 月 23 日開催第 345 回企業会計基準委員会資料 審議事項(3)-2 論点 3 参照

号の内容に沿った検討結果を示すべきである。

### 第 30 回作業部会の意見を踏まえた対応

9. 本資料第 8 項(1)及び(2)の意見については、今後、検討を行う。

#### ディスカッション・ポイント

第 30 回作業部会の議論を踏まえた本資料第 9 項の対応についてご意見をいただきたい。

以 上

## 付録

## 包括的な収益認識に関する会計基準の開発に関する全般的な進め方

(第351回企業会計基準委員会 審議事項(6)-1別紙 全般的な進め方)

1. 第70回専門委員会(2016年9月15日開催)及び第345回企業会計基準委員会(2016年9月23日開催)では、以下の全般的な進め方を事務局は提案している。これらの議論を踏まえ、当面、以下の内容で審議を進めることとする。

- (1) IFRSを連結財務諸表で任意適用している企業のニーズと日本基準を連結財務諸表及び個別財務諸表で適用している企業のニーズの両方を可能な限り満たすものとなる方向で基準開発を行う。
- (2) IFRS第15号と整合性を図る便益の一つである財務諸表間の比較可能性の観点から、連結財務諸表と個別財務諸表を特に分けずに、IFRS第15号の基本的な原則を取り入れることを出発点とし、当該内容を定める。

また、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮すべき項目がある場合には、財務諸表間の比較可能性を損なわない範囲で代替的な会計処理を追加する。これには個別項目に対する重要性の記載も含み、ケースによっては、個別財務諸表のみ代替的な会計処理を追加することも検討する。

- (3) 上記(2)にかかわらず、IFRS第15号における理論面の問題提起が聞かれているものについては、IFRS第15号との整合性を図ることの便益及びIFRS第15号と異なる取扱いを定めるとした場合の影響等について慎重に考慮する必要があるため、現段階では方向性を出さず、意見募集文書で識別した論点を一通り議論した後に検討することとする。
- (4) 開発する日本基準の表現については、以下の方針でIFRS第15号の表現を見直すこととする。
  - ① 既存の日本基準と同様に、企業会計基準の本文に必要最低限の要求事項を含め、企業会計基準適用指針の本文にその他の要求事項を含める。両者の結論の背景に説明的な記載を行う。これらについては、IFRS第15号の本文とガイドラインの区分には拘らない。
  - ② 可能な限り意味が変わらない範囲で、これまで日本基準で用いた用語を用いて理解しやすいものとする。
- (5) ガイダンスの追加については、その便益と懸念を比較考量し、我が国に特有な取

引等に限定する。また、その場合には、IFRS第15号により得られる結果と大きく異なる結果とならないように慎重に対応することとする。

(6) 設例の作成については、以下の方針で検討する。

- ① IFRS第15号における設例は、我が国の実務において関係者の理解を促進するのに有効なもののみを含める。
- ② 我が国に特有な取引等については、実務における適用を容易にする観点から、前提条件を明確にした上で、例示としての設例を追加する。

(7) 今後の会計基準の開発スケジュールは以下のとおりとする。

- ① IFRS第15号及びTopic 606の強制適用日（IFRS第15号においては2018年1月1日以後開始する事業年度、Topic 606においては2017年12月15日より後に開始する事業年度）に任意適用が可能となることを当面の目標として検討を進める。
- ② 公開草案を、来年6月までに公表することを目標とする。
- ③ 強制適用時期は、会計基準の内容が概ね判明した段階で検討を行う。

以 上